

埼玉県消費者行政活性化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、消費生活相談窓口の機能強化その他の消費者行政活性化を図る事業を実施する市町村に対し、地方消費者行政強化交付金を財源に毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及び地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領（令和5年3月28日付消地協第50号）及び地方消費者行政強化交付金交付要綱（令和5年3月28日付消地協第50号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付対象となる事業
- (2) 推進事業 地方消費者行政推進事業
- (3) 強化事業 地方消費者行政強化事業
- (4) 補助事業者 補助金交付対象となる市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）
- (5) 実施要領 埼玉県消費者行政活性化補助事業実施要領

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、実施要領第5に定める。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対し通知するものとする。

3 第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければなら

ない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 市町村推進プログラム
- (2) 当該年度の市町村事業計画
- (3) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (4) 建設工事を伴う事業については工事概要を示す図面
- (5) 機械、器具を購入する事業についてはカタログ、仕様書等

ただし、(1)は推進事業を実施する補助事業者のみの提出とする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等)

第7条 補助事業者は、推進事業において知事の附した条件に従い知事の承認を受けようとするとき、若しくは、強化事業において消費者庁長官の附した条件に従い消費者庁長官の承認を受けようとするときは、様式第3号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進事業の補助対象経費総額の20%、強化事業の補助対象経費総額の30%以内の減額であるもの。
- (2) 様式第2号(別紙)のうち推進事業の個別事業相互間の経費の流用であって、いずれの事業においてもその変更額が20%以内であるもの。
- (3) 上記(1)の場合であっても、推進事業と強化事業相互間の経費の流用はできない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当

該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

- 2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止の場合を含む）した日から15日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。
- 3 第4条第3項ただし書の規定により交付の申請をした市町村は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 市町村長が規則第14条の規定による補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の通知の様式は、様式第7号のとおりとする。

(補助金の請求等)

第13条 補助金の交付は、概算払とする。ただし、年度途中で全ての事業が完了する場合、精算払により交付することができる。

- 2 概算払の様式は、様式第8号のとおりとし、知事に提出するものとする。精算払の様式は、様式第9号のとおりとし、前条の確定通知を受理した後、速やかに、知事に提出する

ものとする。

(財産の処分の制限)

第 14 条 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数とする。

2 規則第 19 条第 2 号に規定する知事が定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

3 補助事業者は、規則第 19 条の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を受けようとする場合は、様式第 10 号の申請書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の承認を決定したときは、様式第 11 号の通知書を交付するものとする。

(書類の整備等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 10 年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 3 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 15 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 5 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 29 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 27 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 12 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金交付申請書

第 年 月 日 号

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者職氏名

下記により、年度埼玉県消費者行政活性化補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円
（内 訳） 推進事業 ・ 強化事業
金 円・金 円

2 補助事業の実施期間
年 月 日から
年 月 日まで

3 補助事業の内容
別紙1及び別紙2のとおり

4 添付書類
（1） 市町村推進プログラム
（2） 市町村事業計画
（3） 歳入歳出予算（見込）書の抄本
（4） 図面、カタログ、仕様書等
（5） その他参考となる資料

様式第1号（別紙1）

埼玉県消費者行政活性化補助金交付申請内訳

市町村（一部事務組合・広域連合）名

単位：円

	補助事業 区分	個 別 事 業 名	交付申請額
1			
2			
3			
4			
5			
推 進 事 業 計（A）			
1			
2			
3			
4			
5			
強 化 事 業 計（B）			
合 計（A + B）			

様式第 1 号（別紙 2）

埼玉県消費者行政活性化補助金個別事業調書（交付申請）

1. 個別事業名	
2. 補助事業区分	※実施要領別表より該当する番号を記入すること（例：5－①）
3. 事業経費（円）	
4. 3のうち補助対象経費（円）	
5. 該当事業	推進事業 ・ 強化事業
6. 予算措置	予算措置済み ・ 予算措置予定（ 月）
7. 事業実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
8. 事業の概要（事業の内容、必要性、事業開始年度などを記入）	
9. 補助対象経費の内訳（事業費の内訳、積算等を経費ごとに記入）	

様式第2号（第6条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県消費者行政活性化補助金について、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額 金 円
(内 訳) 推進事業 ・ 強化事業
金 円・金 円
- 2 補助事業の内容 別紙のとおり
- 3 支払方法 概算払
- 4 交付条件
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に終了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならない。
 - (6) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはなら

ない。

(7) 補助事業者が、(1) から (6) までにより附した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) (4) において、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

5 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用

本補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に規定する間接補助金に該当することから、同法の適用を受ける。

様式第2号（別紙）

埼玉県消費者行政活性化補助金交付決定内訳

市町村（一部事務組合・広域連合）名

単位：円

	補助事業 区分	個 別 事 業 名	交付決定額
1			
2			
3			
4			
5			
推 進 事 業 計（A）			
1			
2			
3			
4			
5			
強 化 事 業 計（B）			
合 計（A＋B）			

様式第3号（第7条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金変更交付（中止・廃止）申請書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所 在 地
名 称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度埼玉県消費者行政活性化補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、申請します。

記

1 変更交付申請額 金	円	
（ 内 訳 ）	推進事業	・ 強化事業
金	円・金	円
（現行交付決定額 金	円・金	円）

2 変更（中止・廃止）理由

3 変更内容

別紙のとおり

※ 変更後の内容を記載した個別事業調書（様式第1号（別紙2））を添付すること

様式第3号（別紙）

埼玉県消費者行政活性化補助金変更交付（中止・廃止）申請内訳

市町村（一部事務組合・広域連合）名

単位：円

	補助 事業区分	個 別 事 業 名	①現行交付決定額
			②変更交付申請額
			③差額（②－①）
1			
2			
3			
4			
5			
推 進 事 業 計（A）			
1			
2			
3			
4			
5			
強 化 事 業 計（B）			
合 計（A＋B）			

様式第4号（第7条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金変更交付（中止・廃止）決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県消費者行政活性化補助金の変更（中止・廃止）については、申請のとおり承認します。

ついては、年 月 日付け 第 号に基づく補助金交付決定通知を下記のとおりに変更したので通知します。

記

- 1 変更後の交付決定額 金 円
（内 訳 ） 推進事業 ・ 強化事業
金 円・金 円
（変更前の交付決定額 金 円・金 円）
- 2 変更後の補助事業の内容
別紙のとおり
- 3 交付条件
年 月 日付け 第 号の交付決定通知書の交付条件に準ずる。

様式第4号（別紙）

埼玉県消費者行政活性化補助金変更交付（中止・廃止）決定内訳

市町村（一部事務組合・広域連合）名

単位：円

	補助 事業区分	個 別 事 業 名	①現行交付決定額
			②変更交付決定額
			③差額（②－①）
1			
2			
3			
4			
5			
推 進 事 業 計（A）			
1			
2			
3			
4			
5			
強 化 事 業 計（B）			
合 計（A＋B）			

様式第5号（第9条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金実績報告書

第 年 月 日 号

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度埼玉県消費者行政活性化補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業に要した経費 金 円
（内 訳 ） 推進事業 ・ 強化事業
金 円・金 円
（交付決定額 金 円・金 円）
- 2 補助事業の実施期間
年 月 日から
年 月 日まで
- 3 補助事業の実績に関する事項
別紙1及び別紙2のとおり
- 4 添付書類
（1） 歳入歳出決算（見込）書の抄本
（2） 補助事業に係る支出証拠書類の写し
（3） 事業の成果を証する書類又は写真
（4） その他参考となる資料

様式第5号（別紙1）

埼玉県消費者行政活性化補助金実績内訳

市町村（一部事務組合・広域連合）名

単位：円

	補助 事業区分	個 別 事 業 名	①現行交付決定額
			②補助事業に要した経費
			③差額（①－②）
1			
2			
3			
4			
5			
推 進 事 業 計（A）			
1			
2			
3			
4			
5			
強 化 事 業 計（B）			
合 計（A＋B）			

様式第 5 号（別紙 2）

埼玉県消費者行政活性化補助金個別事業調書（実績報告）

1. 個別事業名	
2. 補助事業区分	※実施要領別表より該当する番号を記入すること（例：5－①）
3. 事業経費（円）	
4. 3のうち 補助事業に要した経費（円）	
5. 該当事業	推進事業 ・ 強化事業
6. 事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
7. 事業の概要	
8. 補助事業に要した経費の内訳（事業費の内訳、積算等を経費ごとに記入）	

様式第6号（第10条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

第 年 月 日 号

（あて先）

埼玉県知事

所 在 地
名 称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定をした 年度埼玉県
消費者行政活性化補助金について、埼玉県消費者行政活性化補助金交付要綱第10条の規定
により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定による補助金の額の額定額
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 交付金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） 金 円
- 5 添付書類
上記の各項目が分かる資料様式

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金確定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定をした平成 年度埼玉県消費者行政活性化補助金については、年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 1 4 条の規定により通知します。

記

- 1 確定額
(内訳)

金

金

推進事業

円

・

強化事業

円・金

円
- 2 補助事業の内容

別紙のとおり

様式第7号（別紙）

埼玉県消費者行政活性化補助金確定内訳

市町村（一部事務組合・広域連合）名

単位：円

	補助事業 区分	個 別 事 業 名	確 定 額
1			
2			
3			
4			
5			
推 進 事 業 計（A）			
1			
2			
3			
4			
5			
強 化 事 業 計（B）			
合 計（A + B）			

様式第8号（第13条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金概算払請求書

第 年 月 日 号

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた 年度埼玉県消費者行政活性化補助金の概算払について、下記のとおり請求します。

記

請求額	金	円	
（内訳）	推進事業	・	強化事業
	金	円・金	円）

【債権者コード】

【本件責任者】

氏名：

【振込先】

連絡先：

金融機関名：

【担当者】

支店名：

氏名：

口座名義（漢字）：

連絡先：

口座名義（カナ）：

口座種別：

口座番号：

様式第9号（第13条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金精算払請求書

第 年 月 日 号

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で確定の通知を受けた 年度埼玉
県消費者行政活性化補助金の支払いについて、下記のとおり請求します。

記

請求額	金	円	
（内訳）	推進事業	・	強化事業
	金	円・金	円

【債権者コード】

【本件責任者】

氏名：

【振込先】

連絡先：

金融機関名：

支店名：

【担当者】

口座名義（漢字）：

氏名：

口座名義（カナ）：

連絡先：

口座種別：

口座番号：

様式第 10 号（第 14 条関係）

埼玉県消費者行政活性化補助金財産処分承認申請書

第 年 月 日 号

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者職氏名

年度埼玉県消費者行政活性化補助金で取得した財産を下記のとおり（目的使用・譲渡・交換・貸付・担保に供）したいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 19 条に規定する承認を受けたく申請します。

記

- 1 個別事業名
- 2 補助事業区分
- 3 事業の概要及び補助金額
- 4 処分する財産
- 5 処分方法及び処分後の措置
- 6 処分の理由

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

埼玉県消費者行政活性化補助金財産処分承認通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった
行政活性化補助金で取得した財産の処分について、承認します。

年度埼玉県消費者

記

- 1 個別事業名
- 2 補助事業区分
- 3 事業の概要及び補助金額
- 4 処分する財産
- 5 処分方法及び処分後の措置

埼玉県消費者行政活性化補助事業実施要領

第1 通則

埼玉県消費者行政活性化補助金を活用して実施する事業の要件は、この要領の定めるところによるものとする。

第2 用語

次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 推進事業 地方消費者行政推進事業
- (2) 強化事業 地方消費者行政強化事業
- (3) 活性化事業 地方消費者行政活性化事業
- (4) 市町村推進プログラム 地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領（以下「強化事業及び推進事業実施要領」という。）第2の(1)②アに規定する様式
- (5) 市町村事業計画 強化事業及び推進事業実施要領第2の(1)③アに規定する様式
- (6) 消費生活センター

次に掲げる基準を満たす消費生活相談窓口

- ① 消費者からの苦情相談について専門的な知識及び経験を有する者を配置するものであること。
- ② 事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織等（P I O－N E T等）を備えているものであること。
- ③ 事務を1週間につき4日以上行うことができるものであること。

第3 市町村推進プログラムの提出

強化事業及び推進事業実施要領に基づき推進事業を実施しようとする市町村は、平成26年度末までに実施した活性化事業等を評価するとともに、平成27年度から平成29年度までに新たに実施した推進事業及び平成30年度以降も継続して実施する推進事業を整理した上で、消費者行政推進に向けた方針、計画期間中に取り組む施策・目標、消費生活相談体制の整備等を示した市町村推進プログラムを策定し、知事に提出するものと

する。

第4 市町村事業計画の策定

補助事業を実施しようとする市町村は、あらかじめ、補助事業及び必要な経費等を示した市町村事業計画を策定し、別に通知する期限までに、知事に提出するものとする。

第5 補助事業等

補助対象事業、事業内容、事業実施主体、補助額は別表のとおりとし、推進事業については事業内容の欄に特段の定めがない限り、埼玉県消費者行政活性化基金条例制定時における機能を基点として、そこから強化を図る部分とする。

事業種目	補助対象事業	事業内容	事業実施主体	補助額
推進事業	1.消費生活相談機能整備・強化事業	消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条に掲げる事務（以下「消費生活相談等」という。）を実施するために行う事業		
	①センター・窓口の整備	消費生活センターを含む消費生活相談窓口（以下「消費生活センター等」という。）を整備（新設、増設、拡充）する事業（複数の市町村が連携して、共同で消費生活センター等を設置し、相談事業を実施するための体制整備を図る事業を含む。）。 ※ 複数の市町村が協定を締結し、連携して実施する場合については、その協定には、基金事業対象期間において、毎年度、中心となる市町村（以下「中心市町村」という。）に対して、中心市町村以外の市町村（以下「周辺市町村」という。）から消費生活センター等の運営のための一定の拠出金を供出することを明記するものとする。 また、本事業に参加する周辺市町村については、引き続き消費生活センター等を維持する場合は、本表1～6に掲げる事業を実施することができる。	消費生活センター等の新設、増設、拡充 【新設】消費生活センター等を新たに設置し、相談事業を実施しようとする市町村。 【増設】消費生活センター等を追加的に設置し、相談事業を実施しようとする市町村。 【拡充】消費生活センター等の一層の機能強化を図ろうとする市町村（休日の相談事業の実施、相談窓口の開設時間の延長を含む。）。	
	②センターにおける消費生活相談対応力強化	消費生活相談の複雑化、高度化に対応するため、消費生活センターにおいて、弁護士、一級建築士等の専門的知識を有する者を活用し、高度に専門的な消費生活相談への対応力を強化するための事業。	消費生活センターを設置する市町村	
	③消費者からセンターに寄せられた製品関連事故等の原因究明等のための機能強化	消費生活センターが消費者から寄せられた製品関連事故に関する原因究明や品質性能検査などの依頼に対応できる機能を強化するための事業	消費生活センターを設置する市町村	
	④苦情処理委員会の開催、あっせん等の強化	苦情処理委員会の開催の促進、あっせん・調停機能の強化により、地域における裁判外紛争処理機能を強化するための事業。	苦情処理委員会を設置する市町村	
	2.消費生活相談員養成事業	消費生活相談を担える人材を拡充するため県が実施する「実務的研修（自治体参加型）」への相談員等の参加を支援する事業	消費生活センターや消費生活に係る相談窓口で消費生活相談に従事する者の育成や実務能力の向上を図るため、「実務的研修（自治体参加型）」への参加を支援しようとする市町村	
	3.消費生活相談員等レベルアップ事業	消費者行政に従事する者（常勤・非常勤、一般職・特別職を問わない。以下「消費者行政担当者」という。）のレベルアップを図るための研修の開催や、消費者行政担当者が研修に参加するための支援を行う事業	①研修開催 消費者行政担当者を対象として消費者行政に係る研修を実施しようとする市町村 ②研修参加支援 消費者行政担当者が消費者行政に係る研修に参加することを支援しようとする市町村	
	4.消費生活相談体制整備事業	消費生活相談など消費者行政機能を強化するための人的体制を整備する事業。	市町村	補助対象経費の10分の10以内
	5.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	1から4まで及び6のメニュー以外で消費者の権利を守ることを目的とした、地域社会における消費者問題解決力の強化に向けた以下の分野の事業（リスクコミュニケーションに係る事業（食品と放射能の問題への対応を含む。）、高齢者の消費者トラブルの防止に係る事業等を含む。）。		
	①消費者教育推進法の制定を踏まえた消費者の安全・安心を確保するための事業	消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）を踏まえた、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るなどにより消費者の安全と安心を確保するための事業（地域や学校における消費者教育の推進や消費者教育にかかわる人材育成、消費者問題への関心を喚起するための研修・講習等（庁内職員向け研修を含む）の開催等）	消費生活センター等を設置する市町村	
	②地域の多様な主体等と連携・協働による事業（団体への補助事業を含む）	地域において消費者問題に取り組む団体への補助事業を含む地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業		
	③事業者指導や法執行等の強化を図るための事業	事業者指導や法執行等の強化を図るための事業（事業者への広報・周知の強化に関する事業を含む）		
	④国が提示する政策テーマに沿った先駆的事業（先駆的プログラム）	推進事業実施要領第3（2）に規定する先駆的事業		
	⑤その他先進性・モデル性の高い事業	その他地域社会における消費者問題解決力の強化に向けた事業であって、先進性・モデル性の高い事業		
	6.消費者安全法第47条第2項に基づく法定受託事務	消費者安全法第47条第2項に基づき、都道府県又は消費生活センターを置く市町村が行う事務の実施に要する経費	消費生活センターを設置する市町村	

事業種目		補助対象事業	事業内容		事業実施主体	補助額	
強化事業		7. 重要消費者政策に対する地方消費者行政の充実・強化					
		(1) 消費生活相談の情報化対応の推進・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実					
		①消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備 (右の例に挙げるような国が推進する消費生活相談デジタル・トランスフォーメーション(DX)に資する取組に限る。)	電話だけによらない相談受付の多様化により、消費者からのアクセスを改善し、相談者の被害防止、新たなトラブルへの情報収集機能の強化を支援する。	メール、SNS、非対面(オンライン)等を活用した相談受付の体制整備に係る費用(パソコン、タブレット、周辺機器、広報啓発経費、人件費、指定消費生活相談員及び主任相談員の事業実施に伴う報酬の増額分等)、相談情報の分析機能強化に係る費用(チラシ、専門家への謝金、人件費等)、デジタル補助員の設置に係る経費、DX計画の策定・推進に必要な経費(人件費、委託費、謝金等)、広域連携の情報化対応のための経費(パソコン、タブレット、周辺機器、人件費等)	市町村	補助対象経費の10分の10以内	
		②相談員の業務のテレワーク化に向けた体制整備	消費生活相談員のテレワーク用端末を整備し、災害時やコロナ禍における「職員の半数は自宅待機」といった状況においても業務の機能低下や職員の密を避けるために情報化を進める。	テレワーク導入のための経費(パソコン、タブレット、周辺機器等)、テレワーク浸透のための経費(マニュアル作成費、専門家への謝金等)等	市町村		
		③指定消費生活相談員及び主任相談員による相談機能の強化	指定消費生活相談員等を活用した日常的な指導により、小規模自治体を中心に、コロナ禍での相談対応、見守り対応の強化を行うとともに、市町村間の連携強化について支援する。	市町村訪問に係る旅費、指定消費生活相談員及び主任相談員の報酬の増額分	市町村		
		④広域連携の立上げ	消費生活センターがなく相談窓口のみ設置している自治体を中心に、ウェブ会議システム等による連携を構築し、広域連携での消費生活センター設置を促進する。広域連携の中心となる自治体と他自治体との間でウェブ会議システム等の遠隔相談を活用することにより、地域の消費生活相談受付体制の強化を支援する。	コーディネーター業務の委託費・謝金、相談員のパソコン、什器、備品、参考図書等、広域連携の実施を周知するための経費(チラシ、広告等)、広域連携に係る消費生活相談員の派遣に係る旅費(消費生活センター設置自治体が、周辺自治体へ相談員を派遣する場合等)等	市町村		
		(2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用					
		①配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への対応力強化	配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るための消費生活センターにおける相談体制の整備、教育機関等との連携による配慮を要する消費者及び配慮を要する消費者を見守る人への適切な消費者教育、配慮を要する消費者及び配慮を要する消費者を見守る人への消費生活相談窓口周知に係る事業を支援する。	消費生活相談を受けるための体制(自動翻訳機、テレビ電話通訳、外国語通訳、手話通訳等)整備に係る費用、配慮を要する消費者を見守る人へ消費生活相談窓口を周知するための経費、研修開催経費、広報・啓発経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査(アンケート)費、消費者教育コーディネーター委託費、人件費等	市町村	補助対象経費の2分の1以内	
		②消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の構築・運営(機能強化)	高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るため、地方公共団体と地域の多様な主体が連携し見守り等の活動を行う地域ネットワークを構築する事業、又は当該ネットワーク構築のための地域における見守り活動の担い手を育成する事業を支援する。	消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)構築のための協議会委員謝礼、研修開催経費、広報・啓発経費、業務委託費、実態調査(アンケート)費、通話録音装置に係る費用、会場使用料、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の情報化のための経費(パソコン、タブレット、周辺機器等)等	市町村		
		(3) 消費者教育・啓発への取組					
		①高度な相談対応、相談員等のメンタルケア等	新型コロナウイルスに関連する消費者問題(ワクチン、治療薬、給付金、ワクチン接種証明書等、新型コロナウイルス関連の事項(に便乗した悪質商法)や相談事例)について、消費生活協力団体、消費生活協力員への研修等の事業実施を支援する。	高度な相談に対応する専門家派遣に必要な経費(新型コロナウイルス感染症に伴う対応等)、研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費、相談対応困難者対応研修、相談員等のメンタルケアに必要な経費等	市町村		
		②消費者教育の推進	消費者教育推進のための教材等の作成・配布、出前講座等を支援する。特に成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルの未然防止に向けた消費者教育を強化する事業を支援する。	研修開催経費、広報・啓発経費、講師謝礼・教材作成費、消費者教育コーディネーター委託費・人件費、実態調査(アンケート)費等	市町村		
		③風評被害の払拭のための取組	原発事故に端を発した食の安全・安心への不安は続いており、食品の購入をためらう消費者が見られることから、食品の安全性に係る正確な情報提供やPR活動等を行うことを支援する。	研修開催経費、広報・啓発経費、マルシェ開催経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費等	市町村		
		④食品表示制度の普及・啓発	食品表示制度(加工食品の原料原産地表示制度、栄養成分表示制度、遺伝子組換え表示制度等)の円滑な実施のため、消費生活センターの機能を充実・強化し、消費者等への普及・啓発を図ることが必要であり、増加が見込まれる輸入食品などの安全性に対する不安の払拭が進み、安全・安心な消費生活を促すための事業を支援する。	消費者等を対象とした普及・啓発に係る費用、研修開催経費等	市町村		
		⑤適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援	消費者団体訴訟制度の実効性を向上させるため、制度の担い手となる特定適格消費者団体の設立に向けた活動を支援する。また、適格消費者団体の立ち上げを見据えた消費者団体等の活動を支援する。	研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、電話相談・相談会開催に係る費用等	市町村		

事業種目	補助対象事業		事業内容		事業実施主体	補助額	
強化事業	(4) SDG sへの取組（エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等）						
	①エシカル消費の普及・促進	エシカル消費の概念について普及するための広報・啓発事業等を支援する。	研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査（アンケート）費 等	市町村	補助対象経費の2分の1以内		
	②消費者志向経営	事業者が消費者を重視した事業活動、すなわち消費者志向経営を行うことが健全な市場の実現につながるものである。こうしたことから消費者志向経営を促進する必要があるため、普及・啓発事業等を支援する。	研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査（アンケート）費 等	市町村			
	③食品ロス削減の取組	消費者の食品ロスに対する認識を高め、その削減に向けて消費行動が改善されるような取組を支援する。	研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査（アンケート）費、食品ロス削減推進計画の策定に係る費用、フードバンク団体等への活動支援に係る費用 等	市町村			
	(5) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組						
	①価格監視・悪質事業者等への対応強化	地方公共団体による消費者保護に係る法執行権限の適切な行使に向けて、①適正な規模の法執行担当職員の確保（警察職員であった者等の法執行に従事した経験を有する者等）、②弁護士、公認会計士、建築士その他の外部専門家の活用及び③国、他の地方公共団体又は警察当局等の関係機関との連携強化などの地方公共団体の法執行体制の強化を図る事業を支援する。	事業委託費、人件費、執務参考資料の整備に係る費用、専門家の執務スペースの整備に係る費用、職員旅費、業務委託先である外部専門家の旅費、物価の調査に係る費用、物価モニターの活動に係る費用、物価の周知に係る費用 等	市町村			
	②公益通報者保護制度の推進	公益通報者保護制度の実効性を向上させるためには、特に中小企業及び地方公共団体における取組を促進することが重要な課題であることから、事業者及び地方公共団体における通報窓口の整備促進及び周知啓発に係る活動を支援する。	研修開催経費、シンポジウム開催経費、執務参考資料の整備に係る費用、講師謝礼・教材作成費、通報窓口の整備に係る費用、広報・啓発経費 等	市町村			
	8. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業						
	(1) 国が指定するテーマの研修への参加	消費者行政（広義）に関わる職員、消費生活相談員、教員が参加するための事業 ○対象とする研修 以下に掲げる事項に関する研修 ①社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 ②配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）への相談対応 ③消費者教育・消費者政策の普及啓発 ④消費者政策に関連する法改正等への対応	研修参加のための旅費・負担金 等	市町村			
	(2) 国が指定するテーマでの研修開催	消費者庁消費者行政（広義）に関わる職員、消費生活相談員、教員を対象として開催するための事業及び当該研修に参加するための事業 ○対象とする研修 以下に掲げる事項に関する研修 ①社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 ②配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）への相談対応 ③消費者教育・消費者政策の普及啓発 ④消費者政策に関連する法改正等への対応	研修開催経費 等	市町村			
	9. 靈感商法を含めた悪質商法対策事業						
	(1) 消費者被害の防止・早期発見						
	①消費者教育の推進・周知啓発	靈感商法を含めた悪質商法に関する消費者被害の未然防止のための消費者教育教材等の作成・配布、出前講座等を支援する。	研修開催経費、広報・啓発経費、講師謝礼・教材作成費、消費者教育コーディネーター委託費、活動費、実態調査（アンケート）費等、靈感商法等による消費者被害を防止するための消費者教育、相談窓口等の周知啓発に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等） 等	市町村	補助対象経費の10分の10以内		
	②消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築、運営（機能強化）	高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るため、配慮を要する消費者等の潜在化しやすい消費者被害を早期に見出し、消費生活相談窓口へつなぐための見守りに関する取組を支援する。	消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）構築のための協議会委員謝礼、研修開催経費、広報・啓発経費、業務委託費、活動費、実態調査（アンケート）費、通話録音装置に係る費用、会場使用料等、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築、運営（機能強化）に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等） 等	市町村			
	(2) 消費生活相談等の機能強化						
	①消費生活相談の機能強化	靈感商法を含む悪質商法に対する消費生活相談窓口の相談機能の強化の取組を支援する。	専門相談窓口設置に必要な経費、高度な相談に対応する専門家派遣に必要な経費、専門相談員配置に必要な経費、研修開催経費、講師謝礼・教材作成費等に必要な経費等、靈感商法等に対する消費生活相談窓口の機能の強化に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等） 等	市町村			
		②悪質事業者等への対応強化	靈感商法を含む悪質商法等に対して厳格な法執行等を行うための取組を支援する。	事業委託費、活動費、執務参考資料の整備に係る費用、専門家の執務スペースの整備に係る費用、職員旅費、業務委託先である外部専門家の旅費等、靈感商法等を行う悪質事業者に対する法執行（行政処分）等に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等） 等	市町村		